

登録美術品の対象拡大（存命中の作家の作品を追加）の検討にあたっての視点について

1. 検討にあたって留意が必要と考えられる点について

① 亡くなった作家の場合よりも相対的に、判断に困難が生じる可能性があること。（公平な審査を行う仕組みが必要）

② 作家への評価が作品への評価に与え得る影響の有無や程度をどのように考えるか。

③ その他

・ 作品の特性（劣化しやすい素材、複製可能なデジタル作品等）を踏まえた検討等も必要。

※ 申請があれば国として審査する義務が生じ、その場合、法律第3条第2項において「登録美術品」として重要文化財と並ぶ評価が求められている。

2. 存命中の作家の作品の登録基準等について

○上記「1」の留意点を踏まえ、存命中の作家の作品の審査にあたっては、客観的かつ明確な基準（作家の芸術選奨文科大臣賞等の受賞歴、世界的に評価の高い芸術祭への招聘実績、国内外の国立美術館における作品所有 等）を用いる方向で検討を進めることが妥当か。

○同趣旨で、国立館等における当該美術品の公開実績を要件として課すことが考えられるか。

○その他、存命中の作家の作品（現代アート含む）を登録対象とする際に必要と考えられる事項はあるか。

3. その他

○本制度の趣旨（優れた美術品の公開促進）を確保するために講ずべき必要な措置はあるか。